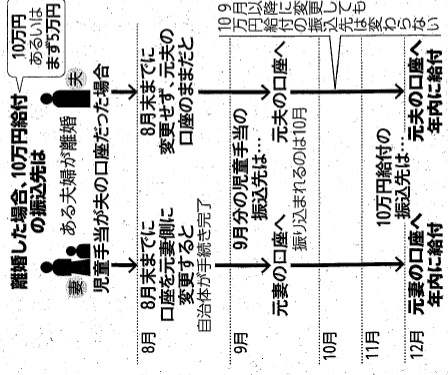


10万円ひとり親の困惑

元夫の口座に振り込まれるケースも



18歳以下の子どもへの10万円給付を、離婚して子育てしているひとり親が受け取れず、子育てしていない元配偶者に渡ってしまう。そんな国の制度設計に、当事者が困惑している。支援団体からは対応を求める声がある。

「10万円が振り込まれるのは、9月時点の児童手当の振込口座になります。児童手当のある市に住むひとり親の女性などは、市の担当者の説明にいまも納得がない。」

10万円給付は、中学生以下に対しては児童手当の枠組みを使い、その振込先口座に入金される。女性は8月末に離婚し、小学2年生の姉妹を1人で育てている。元夫の口座または児童手当の振込先を、自分の口座に変えたのは9月半ば。それが適用されたのは10月分の手当からだ。

市のホームページに、10

万円給付の対象者には今年8月付で案内文を送つたと言っていた。1週間たっても届かない。振込先が元夫の口座のままなのはと問い合わせ、16日に電話で問い合わせた。市の担当者は「変更できない」と言い、「元夫に10万円を渡すように頼んで下さい」とも。「頼める関係性なら離婚していない」と女性は憤る。

女性が住む市の担当者は、朝日新聞の取材に「国から9月時点の口座と明示されており、かわいそうだがどうしようもない。同様の問い合わせが複数寄せられている」と、浜松市の担当者も、「国の制度なので、自治体が勝手に変えることは難しい」と言う。

今回、児童手当の枠組みを使うのは、対象者や振込先口座を各自自治体がすでにリスト化しており、申請なしで給付できるため。昨年春の「1人一律10万円」では、振込先を間違えネットでも申請させたことで給付が遅れ、批判を浴びた。内閣府の担当者は「今回は特に迅速性を考慮した」と説明する。児童手当の対象になつていない高校生は、今回も申請が必要になる。

児童手当は原則年3回、4カ月分の後払い。直近では10月に、8・9月分が振り込まれた。児童の生計維持者が申請、受給することになっており、ふたり親家

庭ではまのことが多く。離婚して子育てする子どもを育てる場合、口座の変更を自治体に届ける必要がある。

「子どもへの10万円」実現が決まったのは11月。内閣府は直近10月に給付された9月分の児童手当リストを使うことにした。リストが確定した8月末までに離婚して居る口座変更が済んでいないと元夫の口座に10万円が振り込まれる。

ひとり親を支援する「シングルペアレント1011」（静岡市）の田中恭彦代表は「養育していない人に振り込まれるなら、何のため給付金か」と疑問視。

「しんぐるまます・ふぁーらむ」（東京都）の赤石千幸理事長も、迅速な給付をめざしたことは評価しつつ、「一番困っている層に届かないのは問題だと指摘する。離婚から間もないほど住まいや仕事も不安定な可能性も高い。」

17日の参院予算委で、与野党がこの問題への対応を求め、野田聖子地方創生相は「ひとりの親などに、地方創生臨時交付金を活用することは可能」と応じた。

10万円給付の仕組みは変えず、自治体が交付金に対応することを促した形だ。

赤石さんは「当事者が敬遠されるのは自治体の意向次第になる。政府としての対策を示してほしい」と話した。（松山崇乃 山本梨穂）

神戸新聞 ホーム > 兵庫県内 > 総合 > 10万円、実際の養育者に給付 基準日以降に離婚や別居の世帯 明石市

総合 > 総合 > おくやみ

© 2021/12/21 05:30 神戸新聞NEXT

10万円、実際の養育者に給付 基準日以降に離婚や別居の世帯 明石市



明石市役所＝明石市中崎1

する事業の目的に沿い、市独自の取り組みとして直近の養育者に支給するという。

市内の対象者は80世帯の児童120人となる見込み。児童手当の最新の受給者に対して、市は書面を送って意思を確認した上で振り込む。市の担当者は「養育実態に応じて10万円をやり取りできる元夫婦ばかりではない」と指摘する。

同市は、15歳以下で児童手当を受給している世帯の子どもに対し、今年2月27日に現金で一括支給する方針を表明している。（長尾亮太）

兵庫県明石市は20日、18歳以下の子どもを対象とする10万円相当の給付について、国が定めた基準日以降に離婚や別居をした世帯は、実態に合わせ最新の養育者に支給すると発表した。

国は、給付金を今年9月分の児童手当の受給者に振り込むとしている。同市は離婚で母親が子どもを引き取った場合などを想定。基準日に従うと、養育実態のない父親らに支給されてしまう。子育て世帯を支援

子育て世帯への臨時特別給付の趣旨について

- 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上(注1)の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち(注2)に1人当たり10万円相当の給付を行います。

(注1) 扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。
(注2) 平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。

- 〇〇市では、〇月〇日に先行給付金(5万円)の支給を行い、〇〇頃には追加給付金(5万円)の支給を行う予定です。
(地域の状況に応じて記載してください。)

※ 今回の給付金については、可能な限り迅速に支給を開始いただくよう、

- ・ 中学生以下は、令和3年9月分の児童手当受給者(8月31日時点で子供を養育している者)
- ・ 高校生等は、令和3年9月30日時点で子供を養育している者を基準として支給することとしており、離婚等によりこの基準の前後で養育者が異なる場合、子供たちを現在養育している方に届かないことがあります。

上記の給付金の趣旨は、離婚の場合等であっても変わるものではありませんので、上記の基準前後で養育者が異なる場合には、子供たちにとって望ましい用途についてよく話し合ってくださいなど、子供たちの未来を拓く観点から子供たちのためにご活用いただけるよう受給者の皆様にはご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

Q&A (抜粋)

★「子育て世帯への臨時特別給付」への上乗せ・横出し[※]に対して、地方創生臨時交付金を活用することは可能か。

※ 「子育て世帯への臨時特別給付」の上乗せ・横出しのイメージ

- ・ 養育者の年収が960万円以上である世帯への支援
- ・ 親が別居中又は基準日以降に離婚している場合で、18歳以下の子供と同居しているのに給付金を受け取れないひとり親家庭への支援

子育て世帯の臨時特別給付を含めて、各府省のコロナ関連の制度に対する上乗せや横出しといった支援施策についても、各地方公共団体の判断で地方創生臨時交付金を活用することは可能である。

「子どものために使われるよう話し合えるのか」

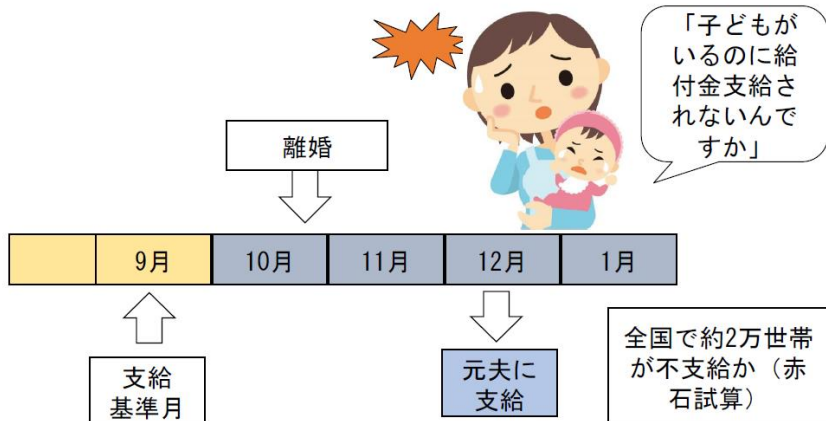
- 元夫と話し合いができる関係にはない

「9月以降に離婚しました。元旦那からモラハラ、虚言癖で離婚しました。気が付いたら自分名義の借金がいっぱいありました。元旦那の親からも離婚後は金銭の要求を一切しないでくれと念書を書かされました」

- 「9月に離婚し、9月分は元夫名義になっているため。離婚するまでの別居期間の児童手当も貰えなかったのが今回の給付金もくれないだろう。」
- 「別れた子供の父親と連絡が取れないから」
- 「養育費も貰えてないので。連絡したら**逆上**される可能性があるため。」

緊急アンケート【子育て世帯への10万円給付が受取れない！】2021年12月21日～（しんぐるまざあず・ふぉーらむ実施）より

基準日以降に離婚した世帯には支払われない問題



話し合えない場合は...

- 調停を行い、給付金の支払を求め、応じなければ裁判をする方法がある

➡給付金は子ども1人10万円。弁護士費用はもっと高い。本人だけで調停をするとしても、少額の給付金のために申立、調停などで仕事を休み、接したくない子どもの父親と交渉ができるのか？

DV被害が再燃する危険もある



元夫と交渉することはほぼ非現実的

給付金がもらえない人の声

- 「離婚後9/30には口座変更をして全て手続きを終えたのに何故現時点ではなく8月の時の口座で振り込まれてしまうのか。むしろ母子家庭が振り込まれるのも少し先になってしまう離婚直後の人達のほうが色々大変なのにそこが貰えないのはすごく辛いと思いました。その時期に離婚したことをすごく後悔した。」
- 「受け取れるものと思っていたので、すごく残念。明石市の例があるので、自治体に問い合わせしてみたが決まりなのと言われた。」
- 「離婚しても貰えないのか。周りはもらってるのに、必要だから半分でも欲しい」
- 「ものすごく落ち込みました。児童手当を受けている平均的な家庭よりも貧しい生活をしているのに、と思い、悔しいです。11月児童手当が受け取れるようになったので、私が受け取れると信じていました。」
- 「あまりにひどいと思って血の気が引いた。最もセーフティネットがなく困っている人に届かない給付金に何の意味があるのでしょうか。役所に問い合わせても何もできないと言われて終わりだなんて、ひどすぎます。給付が遅れるけど入金される対応が絶対に必要ですし、今からでもそうして欲しい。どうか声を政府や市に届けてほしい。」

緊急アンケート【子育て世帯への10万円給付が受取れない！】2021年12月21日～（しんぐるまざあず・ふぉーらむ実施）より

18歳未満の子のいる母子世帯

2020年の離婚件数 (妻-全児の親権)	母子世帯になった時の 末子の年齢階級別状況 (0～17歳)	0～17歳以下の 子どもがいる世帯数 (①)
94,291 件 ×	86.5%	= 81,562 件
(①)	81,562 件 / 12か月 × 4か月 (9-12月) =	4 か月間の離婚件数 (②)
		<u>27,187 件</u>
(②)	母子世帯の平均子ども数	(②)世帯の子どもの数 (③)
27,187 件 ×	1.52人 =	<u>41,324 人</u>
(③)	給付額	支給に要する経費 (事業費)
41,324 人 ×	10万円 =	<u>41億3,240万円</u>

※本試算は、一定の仮定をおいて大まかな試算をしたもの。

※実際には、以下の場合に「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」を受給できない可能性があると考えられるが、ここでは9～12月を対象として試算している。

① 中学生以下であれば、

令和3年9月分の児童手当の振込口座に入金されることから、9月以降に離婚した場合
② 高校生であれば、

9月30日が基準日となることから、10月以降に離婚した場合

※このほか、事務費が必要となる。

(出所) 厚生労働省「令和2年人口動態調査」、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」